

武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部が行う障がい学生支援に関するガイドライン

(目的)

武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部(以下「本学」という)は、立学の精神を通じ、高い知性と善美な情操、高雅な徳性とを兼ね具えた有為な女性の育成を目指している。本学はこれに基づいて、障がいのある学生(以下「障がい学生」という)の自律、及び社会参加する力を啓培すると共に、「障害者基本法」の基本理念及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守して、修学のために必要な支援を行うものとする。これにより、障がいの有無により分け隔てることなく、すべての学生が互いに尊重し、等しい条件のもとで学べる環境を整え、共生社会の実現に貢献する。

(対象)

本学に入学を希望する障がいのある方、および、本学に在籍する障がい学生(短大生・大学生・大学院生・科目等履修生・特別聴講生・研究生・研修員・外国人留学生)を対象に必要な支援を行う。

(支援の範囲)

入学から卒業・修了までの、授業・試験、大学行事への参加等、教育や学生生活に関するすべての事項とする。

(定義)

(1) 障がい学生

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がい(難病に起因する障がいも含む)がある学生であり、障がいの症状や心身の状態および社会的障壁により、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとする。

※障害者手帳の有無は問わない。

(2) 合理的配慮

障がいのある方から社会的障壁を取り除くために、何らかの対応が必要との意思が伝えられたときに、個別の必要かつ適当な変更・調整を行うこととする。合理的配慮に関する基本的な考え方は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に準ずるものとする。

(3) 社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物(通行・利用しにくい施設・設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある方への偏見など)、その他一切のものを指す。

(不当な差別的取扱いの禁止、及び合理的配慮の提供)

- (1) 本学は、障がい学生に対する不当な差別的取扱いについて禁止するものとする。
- (2) 本学は、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている意思の表明があった場合に、障がい学生が他の学生と平等に教育を受けることができる機会を確保するために、個々の障がい学生の状態や特性に応じて合理的配慮を行うものとする。
- (3) 合理的配慮の提供においては、多様かつ個別性の高いものであると認識し、その手段や手法については大学と障がい学生双方の建設的な対話による相互理解を通じて行うものとする。

(基本的な考え方)

本学の障がい学生支援についての基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 本学に在籍するすべての学生に対する修学支援の一環として障がい学生支援をとらえ、関係する各部署が相互に関わり、より良い支援体制の確立を目指す。
- (2) 障がいの有無にかかわらず、全ての学生が等しい条件のもと共に学べる環境づくりに努める。
- (3) 障がい学生の主体性を育み、自律的に社会参加できる人材へと成長できるよう支援する。
- (4) 修学の権利の主体は学生本人であることに鑑み、合理的配慮の提供においても、本人の要望に基づいた調整を図る。
- (5) 障がい学生個々の状態や特性に応じて、適宜支援の見直しを行うこととする。

2019(平成 31)年 4 月 1 日
2019(令和元)年 11 月 30 日改定